⑯小切手番号　ＡＡ417258
金額　28,350円
⑰小切手番号　ＡＡ417259
金額　43,140円
⑱小切手番号　ＡＡ400909
金額　710,112円
⑲小切手番号　ＡＡ400910
金額　438,512円
⑳小切手番号　ＡＡ400911
金額　12,912円
㉑小切手番号　ＡＡ400912
金額　44,100円
㉒小切手番号　ＡＡ400913
金額　65,312円
㉓小切手番号　ＡＡ400914
金額　16,464円
㉔小切手番号　ＡＡ400915
金額　123,369円
㉕小切手番号　ＡＡ400916
金額　93,749円
㉖小切手番号　ＡＡ400917
金額　209,192円
㉗小切手番号　ＡＡ400919
金額　129,212円
㉘小切手番号　ＡＡ400920
金額　124,257円
㉙小切手番号　ＡＡ400923
金額　31,520円
㉚小切手番号　ＡＡ400924
金額　18,060円
㉛小切手番号　ＡＡ400925
金額　34,533円
㉜小切手番号　ＡＡ400927
金額　259,211円
㉝小切手番号　ＡＡ400928
金額　164,065円
㉞小切手番号　ＡＡ400929
金額　15,592円
㉟小切手番号　ＡＡ400930
金額　113,169円
㊱小切手番号　ＡＡ400931
金額　22,050円
㊲小切手番号　ＡＡ400936
金額　334,735円
⑵から㊲の小切手の支払人、支払地、振出日、振出地、振出人及び最終所持人は⑴の小切手の記載に同じ

㊳小切手番号　Ｂ008039
金額　8,032円
支払人　株式会社佐賀銀行北方支店
支払地　佐賀県武雄市
振出日　平成24年８月25日
振出地　佐賀県武雄市
振出人　有限会社喰道楽　代表取締役　平川比登士
最終所持人　申立人
㊴小切手番号　Ｂ008042
金額　237,308円
㊵小切手番号　Ｂ008043
金額　10,815円
㊴から㊵の小切手の支払人、支払地、振出日、振出地、振出人及び最終所持人は㊳の小切手の記載に同じ

平成２４年（へ）第１号
京都府宇治市宇治字文字17番地の７
申立人　玉井建設株式会社
代表者代表取締役　玉井　康義
申立人代理人弁護士　河野　　勉
権利を争う旨の申述の終期　平成24年12月20日
平成24年12月21日　伏見簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＢＡ227282
金額　10,000,000円
支払期日　平成24年11月15日
支払地　京都府京都市
支払場所　株式会社みずほ銀行伏見支店
振出日　平成24年７月15日
振出地　京都府京都市
振出人　光工業株式会社　代表取締役　喜多川光世
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＡ227283
金額　330,000円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２４年（へ）第４号
大阪府吹田市岸部中２丁目18番１号
申立人　西本紙器株式会社
代表者代表取締役　西本　定由
権利を争う旨の申述の終期　平成24年12月17日
平成24年12月21日　堺簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＴＡ04295
金額　859,836円
支払期日　平成24年10月31日
支払地　大阪府堺市
支払場所　株式会社池田泉州銀行堺支店
振出日　平成24年６月29日
振出地　大阪府堺市
振出人　協和化工株式会社　代表取締役　浅井勝之
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続における保全管理命令

平成２４年（フ）第１５３８２号
東京都新宿区新宿４丁目２番16号
債務者　株式会社モンテカルロ
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　福岡真之介
平成24年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７６号
群馬県桐生市末広町５番26号
債務者　ノーコメント株式会社
代表者代表取締役　佐久間　豊
１　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保田寿栄
４　破産債権の届出期間　平成25年１月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後１時30分
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第２６６２号
神奈川県綾瀬市寺尾西３丁目９番36号イシケンＳＵＮビル２階
債務者　株式会社ティー・シー・エス
代表者仮代表取締役　鈴木　芳乃
１　決定年月日時　平成25年１月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　幹夫
４　破産債権の届出期間　平成25年２月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３１８号
福岡市東区原田２丁目17番24号
債務者　有限会社平井組
代表者代表取締役　平井　和久
１　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡崎　信介
４　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後２時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５１１号
大分県別府市大字鶴見500番地の27
債務者　有限会社穴井木材
代表者取締役　穴井　功二
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鳥越　　徹
４　破産債権の届出期間　平成25年２月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月26日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５８号
長野県上田市真田町傍陽738番地１
債務者　ダイテツ工業合資会社
代表社員　大熊　　徹
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　滝澤　修一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前10時30分
長野地方裁判所上田支部